

**那覇市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

**令和8年4月
那覇市教育委員会**

目次

- 1 計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 2
- 5 関連する取組、今後のフォローアップ・・・・・・・・・・ 3

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

近年、教師を取り巻く環境整備が喫緊の課題となる中、これまで本市においても、令和2年4月より那覇市教育職員働き方改革推進プラン（以下「推進プラン」という。）を策定しています。

本市では、教員の長時間労働やメンタル不調が全国より高い水準にあり、教育の質にも影響が出ています。そこで、令和2年から働き方改革プランを進めてきましたが、さらなる改善が急務です。このため、「給特法」に基づき、教員の業務量管理と健康確保の計画を策定し、業務の縮減・適正化や働きやすい環境づくりを推進します。これにより、教員が安心して働ける環境を整え、教育の質の維持・向上を目指します。

(2) 本市の現状

推進プランの取組により、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりです。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を 上回る割合	月 80 時間を 上回る割合
小学校	月 30 時間 30 分	21.9%	1.4%
中学校	月 38 時間 41 分	31.3%	4.5%

時間外在校等時間が 45 時間を超えた割合は 20% を上回っていた。教育職員の業務は、授業準備に加え、各種報告書の作成や校務分掌の業務、また中学校では、部活動指導等も含まれており、日常的に大きな業務負担となっている。したがって、人的措置等の拡充を進めることで、教育職員に、教育の質の向上に必要な時間的余裕を創出することが求められる。

2 目標

本計画における時間外在校等時間の達成目標は以下のとおりとします。

- (1) 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間以下の割合を 100% にする。
- (2) 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間以下にする。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、この期間の途中において、社会情勢の変化等の必要に応じて内容及び計画期間の見直しを行うことがあります。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市の重点事項は以下のとおりです。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」等を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外での街頭指導の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねる。

(ウ) 学校徴収金の徴収・管理

- ・学校徴収金については、システムの導入と運用の整備を図る。

(エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域と学校間の連絡調整等については、1人の職員に負担が集中しないよう、教育職員間の適切な役割分担を行うものとする。

(オ) 保護者等からの苦情や不当な要求等のため、学校では対応が困難な事案への対応

- ・教育職員が安心して業務が行えるよう、教育委員会及び専門機関等と連携を図る。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答

- ・教育委員会から学校への依頼等については、校務支援システム等を活用し、調査・統計等への回答はオンラインフォーム等、デジタル技術を活用することで業務の効率化を図る。

(イ) 部活動

- ・国や県の方針を踏まえ、部活動の地域連携や休日部活動の地域展開を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備

- ・デジタル技術の活用を促進する。

(イ) 学習評価や成績処理

- ・校務支援システムや採点システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

(ウ) 学校行事の準備・運営

- ・教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進する。

(エ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・様々な支援員等や専門機関と連携と図りながら支援する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。

イ 「那覇市立学校教職員の業務改善アクションプログラム」を活用した学校業務改善活動への取組みを進める。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に産業医による面接指導を実施する。

イ 50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率 80%以上を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。

ウ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。

エ 各学校で学校閉庁日とリフレッシュウィークを統一設定し、休暇を取りやすい環境を整えるとともに、心身の健康維持とワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

5 関連する取組、今後のフォローアップ

(1) 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、総合教育会議において報告します。

(2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。

(3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システム等

で把握します。

- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに各種マネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域等に対して、本市における「学校と教師の業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。